

委員会のインターネット中継について（案）

【開始時期】平成 25 年 8 月定例会から

【対象会議】

- ・ 常任委員会（意見陳述の可否を決める会議を除く）
- ・ 特別委員会（予算・決算審査特別委員会、各分科会を含む）

【実施内容】

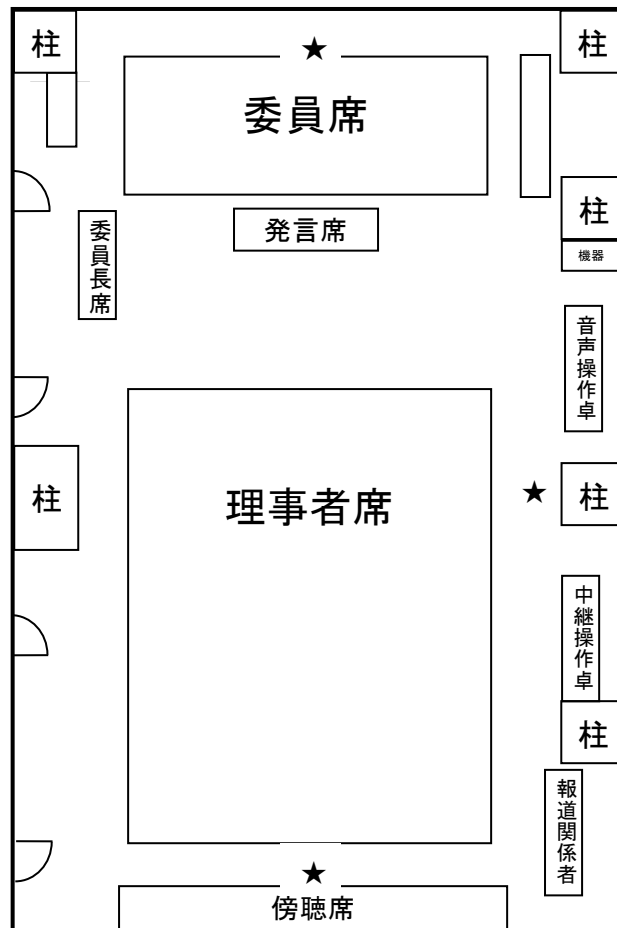
- 1 各委員会室に設置したカメラ（各委員会室 3 台、計 6 台）により、委員長席・議員
発言席・理事者席を中心に撮影
- 2 中継画面には、発言者名、役職名又は議事の状況等をテロップ挿入
- 3 本会議インターネット中継方法と同様に、開議時刻から閉議時刻までを生中継する
とともに、会議の翌日から起算して概ね 3 日後（休日は含まない）から、会期ごと
に会期終了日から 1 年が経過する日まで録画中継を配信
- 4 不穏当発言等が生じた場合の処理や通告内容の表示（会議前日午後 6 時までの通告
内容を反映）等、他の内容についても現行の本会議インターネット中継に準じ実施

【契約金額】

- ・ 委員会室カメラ映像システム設置工事 … 12,495,000 円（税込）
- ・ インターネット中継業務（本会議・委員会） … 14,899,500 円（税込）※
※平成 25 年 7 月から平成 30 年 1 月までの総額[債務負担]

<カメラ設置場所>

【常任委員会・特別委員会】



★：第一・第二委員会室
カメラ設置場所
（天井吊り）

※第三・第四委員会室は
左右逆